



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年10月13日金曜日 第2917号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示……………（消防防災安全課）… 762
- 指定自立支援医療機関の名称の変更……………（障がい福祉課）… 762
- 地籍調査の成果の認証……………（農政課）… 763
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧……………（農地整備課）… 763
- 肥料の登録の失効……………（農産園芸課）… 763
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）… 763
- 公共測量の実施の通知……………（道路維持課）… 763
- 公共測量の終了の通知……………（ " " ）… 763
- 都市計画の変更（一部変更）（2件）……………（都市計画課）… 764
- 道路の区域変更（県道小倉三間線）……………（南予地方局管理課）… 764
- 指定道路の指定……………（南予地方局建築指導課）… 764
- 道路の区域変更（県道菅田五郎停車場線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 764

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令……………（河川課）… 765

公 告

- 土地（埋立地）の売払い……………（港湾海岸課）… 768

監 査 公 表

- 定期監査結果の公表……………（監査事務局）… 769

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 776
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ " " ）… 777
- 政治団体の解散の届出……………（ " " ）… 778
- 資金管理団体の届出……………（ " " ）… 778
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………（ " " ）… 778

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1100号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
平成29年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検及び耐空検査、無線検査等業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年9月8日	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 毛利 充臣 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1	34,020,000円	一般競争入札	平成29年7月28日

○愛媛県告示第1101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医

療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
旭調剤薬局 東店	あさひ調剤薬局 ひがし店	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1102号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
大洲市	長浜の6計画区	平成27年度から平成28年度まで	大洲市（長浜の一部）の地籍図及び地籍簿
大洲市	新谷の一部等5単位区域	平成26年度から平成27年度まで	大洲市（新谷及び菅田の一部）の地籍図及び地籍簿
松前町	北川原の一部	平成27年度から平成28年度まで	松前町（大字北川原の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成29年10月13日

○愛媛県告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市上吾川、下吾川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・吾川地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年10月16日から11月13日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第1104号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年10月5日	愛媛県第1269号	魚かす粉末	南海魚粕粉末 8.5-7	窒素全量 8.5 りん酸全量 7	南海物産株式会社 松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第1105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

南君西B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線、標柱17号と標柱18号を県道舟間伊予吉田停車場線北側官民境界線で結んだ線、標柱18号から標柱21号までを順次結んだ線、標柱21号と標柱22号を県道舟間伊予吉田停車場線北側官民境界線で結んだ線及び標柱22号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	字	地 番	標 柱
宇和島市	吉田町南君	伊崎	7番	1号、2号
			58番1	3号、4号
			60番3	5号
			62番	6号
			64番1	7号
			63番1	8号
			71番	9号
			72番	10号
			69番	11号、12号、13号、14号
			94番1	15号
			87番1	16号
			81番4	17号
			68番1	18号
			67番1	19号、20号
			61番8	21号
			2番1	22号

○愛媛県告示第1106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 平成29年10月2日から平成30年1月11日まで
- 作業地域 西条市周布、西条市丹原町田野上方

○愛媛県告示第1107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）

- 2 作業期間 平成29年4月24日から
10月2日まで
- 3 作業地域 新居浜市全域

○愛媛県告示第1108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画道路
1・4・1 自動車専用松山外環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 松山市来住町、今在家四丁目、北土居二丁目、北井門二丁目の各一部

- (2) 削除する部分 松山市来住町の一部

○愛媛県告示第1109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画道路
3・2・3 来住余戸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 松山市来住町、北井門二丁目の各一部
 - (2) 削除する部分 松山市来住町、今在家四丁目、北土居二丁目、北土居三丁目、北井門二丁目の各一部

○愛媛県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小倉三間線	宇和島市三間町大内640番10から 同町大内133まで	旧	メートル 3.8～12.4	キロメートル 0.626	
		宇和島市三間町大内640番10から 同町大内133まで 及 び 宇和島市三間町大内334から 同町大内389まで	新	3.8～12.4 及び 7.4～71.6	0.626 0.890	

○愛媛県告示第1111号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年10月13日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成29年10月4日
- 3 指定道路の位置
西予市宇和町下松葉323番の一部、327番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.37メートル
 - (2) 幅員 4.75メートル

○愛媛県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	菅田五郎停車場線	大洲市新谷甲1060番から 同市新谷甲1084番3まで	旧	メートル 6.7～12.2	キロメートル 0.127	
			新	10.4～15.1	0.127	

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長
河 川 課	1 河川法の施行に関する事務	1～8 省略					河 川 課	1 河川法の施行に関する事務	1～8 省略				
		9 1級河川における舟又はいかだの通航の制限(河川法施行令(以下この部において「政令」という。)第15条第2項、第16条の2)	○						9 1級河川における舟又はいかだの通航の制限(河川法施行令(以下この部において「政令」という。) _____ 第16条の2)	○			
		10 1級河川における竹木の流送の許可(政令第15条第2項、第16条の3)	○						10 1級河川における竹木の流送の許可(政令 _____ 第16条の3)	○			
		11・12 省略							11・12 省略				
		13 汚水排出の届出基準量と異なる量の指定(政令第15条第2項、第16条の5第1項、第4項)	○						13 汚水排出の届出基準量と異なる量の指定(政令第16条の5 _____)	○			
		14 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可(政令第15条第2項、第16条の8)	○						14 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可(政令第16条の8第1項 _____)	○			
		15～24 省略							15～24 省略				
		25 渇水時における水利使用の調整のあつせん又は調停(第53条第3項)	○						25 渇水時における水利使用の調整のあつせん又は調停(第53条 _____)	○			
		26～32 省略							26～32 省略				
		33 河川協力団体に対する業務改善命令(第58条の11第2項)	○						33 河川協力団体に対する業務改善命令(第58条の10第2項)	○			
		34 河川協力団体の指定の取消し(第58条の11第3項、第4項)	○						34 河川協力団体の指定の取消し(第58条の10第3項、第4項)	○			
		35～39 省略							35～39 省略				

2	省略								
3	水防法の施行に関する事務	1	水防に関すること。						
		(1)～(3)	省略						
		(4)	水防協議会の設置等（第8条第1項、第4項）				○		
		2	水防活動に関すること。						
		(1)～(6)	省略						
		(7)	水防管理者等に対する情報提供、助言その他の援助（第15条の12第1項）					○	
		(8)	河川協力団体に対する協力の要請（第15条の12第2項）						○
		(9)	省略						
		(10)	省略						
		3・4	省略						
4～6	省略								

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
別表第5（第4条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5（第4条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分					
			局長	部長	課長				局長	部長	課長			
管理課	1～12	省略				管理課	1～12	省略						
	13 河川法の施行に関する事務	1～14	省略				13 河川法の施行に関する事務	1～14	省略					
		15	河川協力団体からの報告の徴収（第58条の11第1項）					○	15 河川法の施行に関する事務	15	河川協力団体からの報告の徴収（第58条の10第1項）			○
		16	河川協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（第58条の12）					○		16	河川協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（第58条の11）			○
		17	土地の占用等に関する河川協力団体の協議に対する同意（第58条の13）					○		17	土地の占用等に関する河川協力団体の協議に対する同意（第58条の12）			○
	18～21	省略					18～21	省略						
14	省略				14	省略								
15 水防法の施行に関する事務	1	都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（第15条の10）			○	15 水防法の施行に関する事務	1	省略						
	2	省略					2	省略						
	3	省略					3	省略						

務	4 省略			
16~38 省略				

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1~17 省略			
	18 河川法の施行に関する事務	1~13 省略		
		14 河川協力団体からの報告の徴収（第58条の11第1項）		○
		15 河川協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（第58条の12）	○	
		16 土地の占用等に関する河川協力団体の協議に対する同意（第58条の13）	○	
	17~20 省略			
19 省略				
20 水防法の施行に関する事務	1 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（第15条の10）		○	
	2 省略			
	3 省略			
	4 省略			
21~52 省略				

備考 省略

務	3 省略			
16~38 省略				

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
用地管理課	1~17 省略			
	18 河川法の施行に関する事務	1~13 省略		
		14 河川協力団体からの報告の徴収（第58条の10第1項）		○
		15 河川協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（第58条の11）	○	
		16 土地の占用等に関する河川協力団体の協議に対する同意（第58条の12）	○	
	17~20 省略			
19 省略				
20 水防法の施行に関する事務				
	1 省略			
	2 省略			
	3 省略			
21~52 省略				

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(25)の2 省略</p> <p><u>(25)の3 河川法第58条の8第3項、第58条の11第1項、第58条の12及び第58条の13の規定に基づく権限を行うこと。</u></p> <p>(25)の4~(28)の5 省略</p> <p><u>(29) 水防法第15条の10の規定に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会の設置に関すること。</u></p> <p>(29)の2~(76) 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(25)の2 省略</p> <p>(25)の3 河川法第58条の8第3項、<u>第58条の10第1項、第58条の11及び第58条の12</u>の規定に基づく権限を行うこと。</p> <p>(25)の4~(28)の5 省略</p> <p><u>(29) 削除</u></p> <p>(29)の2~(76) 省略</p>

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の40 省略

(12)の41 河川法第58条の8第3項、第58条の11第1項、第58条の12及び第58条の13の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の42～(12)の45 省略

(12)の45の2 水防法第15条の10の規定に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会の設置に関すること。

(12)の46～(26)の16 省略

2～4 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の40 省略

(12)の41 河川法第58条の8第3項、第58条の10第1項、第58条の11及び第58条の12の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の42～(12)の45 省略

(12)の46～(26)の16 省略

2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地(埋立地)の売払い

(2) 売り払う土地(埋立地)の所在地、地目及び地積等

所在地	地目	地積	予定価格
西条市喜多川字八丁853番66	雑種地	98,583.63㎡	693,000,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ウ 入札参加申込時に提出した利用計画書に記載された目的のとおりに使用できる見込みが確実である者であること。

エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。

オ 東予港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。

カ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成29年10月13日から23日までの勤務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2691

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成29年10月23日(月)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成29年10月18日(水) 午後2時

(イ) 場所

売り払う土地(埋立地)の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成29年10月27日(金) 午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。この場合において、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地（埋立地）の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を入札参加申込時に提出した利用計画書に記載された用途以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

監 査 公 表

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年10月13日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成29年 8 月 8 日
人 事 課	平成29年 8 月 8 日
市 町 振 興 課	平成29年 8 月 8 日
私 学 文 書 課	平成29年 8 月 8 日
財 政 課	平成29年 8 月 4 日

行 革 分 権 課	平成29年 8 月 4 日
税 務 課	平成29年 8 月 4 日
総 合 政 策 課	平成29年 8 月10日
秘 書 課	平成29年 8 月10日
広 報 広 聴 課	平成29年 8 月10日
統 計 課	平成29年 8 月10日
情 報 政 策 課	平成29年 8 月10日
地 域 政 策 課	平成29年 8 月 9 日
交 通 対 策 課	平成29年 8 月 9 日
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	平成29年 8 月 9 日
県 民 生 活 課	平成29年 7 月31日
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	平成29年 7 月31日
人 権 対 策 課	平成29年 7 月31日
消 防 防 災 安 全 課	平成29年 7 月26日
防 災 危 機 管 理 課	平成29年 7 月26日
原 子 力 安 全 対 策 課	平成29年 7 月26日
環 境 政 策 課	平成29年 7 月27日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成29年 7 月27日
自 然 保 護 課	平成29年 7 月27日
保 健 福 祉 課	平成29年 8 月 4 日
医 療 対 策 課	平成29年 8 月 4 日
健 康 増 進 課	平成29年 8 月 3 日
薬 務 衛 生 課	平成29年 8 月 3 日
子 育 て 支 援 課	平成29年 8 月17日
障 が い 福 祉 課	平成29年 8 月17日
長 寿 介 護 課	平成29年 8 月17日
産 業 政 策 課	平成29年 7 月31日
企 業 立 地 課	平成29年 7 月31日
労 政 雇 用 課	平成29年 7 月31日
産 業 創 出 課	平成29年 8 月 4 日
経 営 支 援 課	平成29年 8 月 4 日
観 光 物 産 課	平成29年 7 月27日
国 際 交 流 課	平成29年 7 月27日
農 政 課	平成29年 8 月18日
農 業 経 済 課	平成29年 8 月18日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	平成29年 8 月18日
農 地 整 備 課	平成29年 8 月 3 日
農 産 園 芸 課	平成29年 8 月 3 日
畜 産 課	平成29年 8 月 3 日
林 業 政 策 課	平成29年 7 月27日
森 林 整 備 課	平成29年 7 月27日
漁 政 課	平成29年 8 月 8 日
水 産 課	平成29年 8 月 8 日
漁 港 課	平成29年 8 月 8 日
土 木 管 理 課	平成29年 8 月10日
用 地 課	平成29年 8 月10日

河 川 課	平成29年 7月28日
水 資 源 対 策 課	平成29年 7月28日
港 湾 海 岸 課	平成29年 7月28日
砂 防 課	平成29年 7月28日
道 路 建 設 課	平成29年 7月28日
道 路 維 持 課	平成29年 7月28日
都 市 計 画 課	平成29年 7月26日
都 市 整 備 課	平成29年 7月26日
建 築 住 宅 課	平成29年 7月26日
国 体 総 務 企 画 課	平成29年 7月28日
障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 課	平成29年 7月28日
国 体 運 営 ・ 施 設 課	平成29年 7月28日
国 体 競 技 式 典 課	平成29年 7月28日
国 体 競 技 力 向 上 対 策 課	平成29年 7月28日
出 納 局	平成29年 8月10日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成29年 8月18日
議 会 事 務 局	平成29年 8月 4日
監 査 事 務 局	平成29年 8月18日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成29年 8月 8日

(監査の結果)

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
16年度及び17年度	530者	46,457,910	平成28年度決算による

(保健福祉課)

2 看護職員修学資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	0	1,800,000	1,800,000	金額は各年度の決算による
27年度	0	1,800,000	1,800,000	
差引増減	0	0	0	

(医療対策課)

3 収入未済の延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度・27年度	2者	61,000	平成28年度決算による

(医療対策課)

4 児童扶養手当返還金について、期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	195,400	1,227,790	1,423,190	

27年度	0	1,227,790	1,227,790	金額は各年度の決算による
差引増減	195,400	0	195,400	

(子育て支援課)

5 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	9,723,476	247,964,901	257,688,377	金額は各年度の決算による
27年度	11,664,270	241,006,533	252,670,803	
差引増減	△ 1,940,794	6,958,368	5,017,574	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	210,044	20,425,201	20,635,245	金額は各年度の決算による
27年度	507,794	20,884,565	21,392,359	
差引増減	△ 297,750	△ 459,364	△ 757,114	

(子育て支援課)

6 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度及び20年度	1者	227,000	平成28年度決算による

(障がい福祉課)

7 収入未済の障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1者	16,662,591	平成28年度決算による

(障がい福祉課)

8 新エネルギー等関連設備導入促進支援事業費補助金について、実績報告額の誤りにより、補助金が112,500円過大に交付されていた。

補助金の交付に当たっては、実績報告の内容が適正であるかどうか十分審査されたい。

(産業政策課)

9 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成28年度決算による

(企業立地課)

10 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
16年度・17年度	1者	17,400	平成28年度決算による

(労政雇用課)

11 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	8,000,000	60,767,890	68,767,890	金額は各年度の決算による
27年度	8,000,000	55,077,947	63,077,947	
差引増減	0	5,689,943	5,689,943	

(林業政策課)

12 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度~21年度	3者	1,055,355	平成28年度決算による

(林業政策課)

13 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成28年度末の歳入不足額は 23億3,151万円と、前年度より 3,539万円減少したものの、平成28年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

(森林整備課)

14 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	470,000	1,997,000	2,467,000	金額は各年度の決算による
27年度	0	2,113,000	2,113,000	
差引増減	470,000	△ 116,000	354,000	

(漁政課)

15 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
22年度	1者	969,517	平成28年度決算による

(漁政課)

16 高速道路を利用して通勤している職員(1名)の通勤手当について、届出と違う経路で通勤していたにもかかわらず、所属において事後の確認を怠っていたため、122,768円(平成28年8月から平成29年3月分)が過支給となっていた。

(道路建設課)

17 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	0	28,258,452	28,258,452	金額は各年度の決算による
27年度	788,750	28,092,708	28,881,458	
差引増減	△ 788,750	165,744	△ 623,006	

(建築住宅課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成29年7月3日、平成29年7月20日
今 治 支 局	平成29年7月3日、平成29年7月20日
健 康 福 祉 環 境 部	平成29年7月3日、平成29年7月20日
四 国 中 央 保 健 所	平成29年7月3日
産 業 経 済 部	平成29年7月20日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成29年7月20日
建 設 部	平成29年7月3日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成29年7月3日
今 治 土 木 事 務 所	平成29年7月20日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	平成29年7月3日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	平成29年7月3日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成29年7月20日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	平成29年7月20日
出 納 室	平成29年7月3日

(監査の結果)

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	169,614,236	424,459,763	594,073,999	金額は各年度の決算による
27年度	181,251,114	544,072,380	725,323,494	
差引増減	△ 11,636,878	△ 119,612,617	△ 131,249,495	

(総務企画部)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(総務企画部)

3 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	0	294,505	294,505	金額は各年度の決算による
27年度	0	299,505	299,505	
差引増減	0	△ 5,000	△ 5,000	

(健康福祉環境部)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	10,925,504	34,826,418	45,751,922	

27年度	8,961,405	32,177,791	41,139,196	金額は各年度の決算による
差引増減	1,964,099	2,648,627	4,612,726	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	219,183	1,550,343	1,769,526	金額は各年度の決算による
27年度	302,414	1,494,589	1,797,003	
差引増減	△ 83,231	55,754	△ 27,477	

(健康福祉環境部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	346,400	6,242,900	6,589,300	金額は各年度の決算による
27年度	996,700	6,172,100	7,168,800	
差引増減	△ 650,300	70,800	△ 579,500	

(建設部)

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	720,900	2,711,600	3,432,500	金額は各年度の決算による
27年度	533,700	3,252,200	3,785,900	
差引増減	187,200	△ 540,600	△ 353,400	

(建設部(今治土木事務所))

7 収入未済の道路占用料について、収入未済額の縮減に、努められたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1者	180,000	平成28年度決算による

(建設部(今治土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成29年7月6日
健 康 福 祉 環 境 部	平成29年7月6日
産 業 経 済 部	平成29年7月6日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成29年7月6日
建 設 部	平成29年7月6日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成29年7月6日
出 納 室	平成29年7月6日

(監査の結果)

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の違約金(電気調達に係るもの)について、適切に債権管

理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1者	1,038,231	平成28年度決算による

(総務企画部)

2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	319,685,838	623,074,294	942,760,132	金額は各年度の決算による
27年度	283,462,568	748,891,733	1,032,354,301	
差引増減	36,223,270	△ 125,817,439	△ 89,594,169	

(総務企画部)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	1,883,525	10,394,765	12,278,290	金額は各年度の決算による
27年度	1,573,817	8,959,948	10,533,765	
差引増減	309,708	1,434,817	1,744,525	

(健康福祉環境部)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	2,120,547	8,725,084	10,845,631	金額は各年度の決算による
27年度	1,907,171	7,924,192	9,831,363	
差引増減	213,376	800,892	1,014,268	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	127,128	1,683,980	1,811,108	金額は各年度の決算による
27年度	116,534	1,578,040	1,694,574	
差引増減	10,594	105,940	116,534	

(健康福祉環境部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	6,799,553	20,220,030	27,019,583	金額は各年度の決算による
27年度	5,926,493	21,186,630	27,113,123	
差引増減	873,060	△ 966,600	△ 93,540	

(建設部)

6 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
21年度及び28年度	2者	43,123	平成28年度決算による

（建設部）

7 収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息（いずれも工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	270,100	平成28年度決算による

（利息）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	247,885	平成28年度決算による

（建設部（久万高原土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成29年7月5日、 平成29年7月19日
八 幡 浜 支 局	平成29年7月5日、 平成29年7月19日
健 康 福 祉 環 境 部	平成29年7月5日、 平成29年7月19日
産 業 経 済 部	平成29年7月5日、 平成29年7月19日
南予家畜保健衛生所	平成29年7月5日
建 設 部	平成29年7月19日
大 洲 土 木 事 務 所	平成29年7月5日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成29年7月5日
西 予 土 木 事 務 所	平成29年7月5日
愛 南 土 木 事 務 所	平成29年7月19日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	平成29年7月19日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	平成29年7月19日
出 納 室	平成29年7月19日

（監査の結果）

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	58,704,070	92,796,452	151,500,522	金額は各年度の決算による
27年度	59,902,342	121,321,348	181,223,690	
差引増減	△ 1,198,272	△ 28,524,896	△ 29,723,168	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	598,911	9,554,047	10,152,958	金額は各年度の決算による
27年度	757,724	9,667,759	10,425,483	
差引増減	△ 158,813	△ 113,712	△ 272,525	

（健康福祉環境部）

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	7,132,624	22,944,203	30,076,827	金額は各年度の決算による
27年度	5,957,967	20,334,408	26,292,375	
差引増減	1,174,657	2,609,795	3,784,452	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	182,320	2,635,157	2,817,477	金額は各年度の決算による
27年度	289,864	2,489,500	2,779,364	
差引増減	△ 107,544	145,657	38,113	

（健康福祉環境部）

4 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両の廃車があった。

（健康福祉環境部（八幡浜支局））

5 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	829,760	2,094,516	2,924,276	金額は各年度の決算による
27年度	768,074	1,354,374	2,122,448	
差引増減	61,686	740,142	801,828	

（健康福祉環境部（八幡浜支局））

6 収入未済の賠償金（公用車事故に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	191,775	平成28年度決算による

（産業経済部（八幡浜支局））

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	336,800	663,000	999,800	金額は各年度の決算による
27年度	815,900	686,200	1,502,100	
差引増減	△ 479,100	△ 23,200	△ 502,300	

（建設部）

8 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	259,300	920,700	1,180,000	金額は各年度の決算による
27年度	275,900	924,500	1,200,400	
差引増減	△ 16,600	△ 3,800	△ 20,400	

(建設部 (八幡浜土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成29年 5月12日
研 修 所	平成29年 5月12日
消 防 学 校	平成29年 4月19日
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成29年 4月20日
原 子 力 セ ン タ ー	平成29年 5月23日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	平成29年 4月20日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	平成29年 5月18日
南 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	平成29年 5月18日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成29年 5月 9日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	平成29年 5月 9日
衛 生 環 境 研 究 所	平成29年 4月19日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	平成29年 4月20日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成29年 5月16日
え ひ め 学 園	平成29年 5月18日
計 量 検 定 所	平成29年 5月 9日
産 業 技 術 研 究 所	平成29年 5月 9日、 平成29年 5月12日、 平成29年 5月18日
新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	平成29年 5月18日
今 治 高 等 技 術 専 門 校	平成29年 5月16日
松 山 高 等 技 術 専 門 校	平成29年 5月 9日
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	平成29年 5月 9日
大 阪 事 務 所	平成29年 5月 9日
病 害 虫 防 除 所	平成29年 4月19日
農 業 大 学 校	平成29年 5月16日
農 林 水 産 研 究 所	平成29年 4月19日、 平成29年 5月 9日、 平成29年 5月16日、 平成29年 5月18日
家 畜 病 性 鑑 定 所	平成29年 5月 9日

(監査の結果)

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	6,870,070	25,639,750	32,509,820	

27年度	5,899,520	25,422,860	31,322,380	金額は各年度の決算による
差引増減	970,550	216,890	1,187,440	

(福祉総合支援センター)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	1,056,630	10,835,971	11,892,601	金額は各年度の決算による
27年度	1,756,660	9,228,181	10,984,841	
差引増減	△ 700,030	1,607,790	907,760	

(東予子ども・女性支援センター)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	2,245,030	6,441,920	8,686,950	金額は各年度の決算による
27年度	1,786,250	5,480,330	7,266,580	
差引増減	458,780	961,590	1,420,370	

(南予子ども・女性支援センター)

4 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	938,607	3,419,620	4,358,227	金額は各年度の決算による
27年度	865,633	3,756,383	4,622,016	
差引増減	72,974	△ 336,763	△ 263,789	

(子ども療育センター)

5 収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
25年度	1 者	1,247,048	平成28年度決算による

(農林水産研究所 畜産研究センター養鶏研究所)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成29年 8月17日
生 涯 学 習 課	平成29年 8月17日
文 化 財 保 護 課	平成29年 8月17日
保 健 体 育 課	平成29年 8月17日
義 務 教 育 課	平成29年 8月18日
高 校 教 育 課	平成29年 8月18日
人 権 教 育 課	平成29年 8月18日
特 別 支 援 教 育 課	平成29年 8月18日
中 予 教 育 事 務 所	平成29年 5月 9日
東 予 教 育 事 務 所	平成29年 5月16日

南予教育事務所	平成29年5月9日
総合教育センター	平成29年5月12日
総合科学博物館	平成29年5月16日
歴史文化博物館	平成29年5月23日
図書館	平成29年5月9日
美術館	平成29年5月9日
川之江高等学校	平成29年1月18日
三島高等学校	平成29年3月16日
土居高等学校	平成29年3月16日
新居浜東高等学校	平成29年3月16日
新居浜西高等学校	平成29年3月16日
新居浜南高等学校	平成29年1月18日
新居浜工業高等学校	平成29年1月18日
新居浜商業高等学校	平成29年3月16日
西条高等学校	平成29年3月16日
西条農業高等学校	平成29年1月16日
小松高等学校	平成29年3月16日
東予高等学校	平成29年3月16日
丹原高等学校	平成29年3月16日
今治西高等学校	平成29年3月16日
今治南高等学校	平成29年3月16日
今治北高等学校	平成29年3月16日
今治工業高等学校	平成29年3月16日
伯方高等学校	平成29年3月16日
弓削高等学校	平成29年3月16日
北条高等学校	平成29年1月20日
松山東高等学校	平成29年3月16日
松山南高等学校	平成29年3月16日
松山北高等学校	平成29年1月20日
松山中央高等学校	平成29年1月16日
松山工業高等学校	平成29年3月16日
松山商業高等学校	平成29年3月16日
東温高等学校	平成29年1月16日
上浮穴高等学校	平成29年3月16日
小田高等学校	平成29年3月16日
伊予農業高等学校	平成29年3月16日
伊予高等学校	平成29年3月16日
大洲高等学校	平成29年3月16日
大洲農業高等学校	平成29年3月16日
長浜高等学校	平成29年1月16日
内子高等学校	平成29年1月16日
八幡浜高等学校	平成29年1月20日
八幡浜工業高等学校	平成29年1月20日
川之石高等学校	平成29年3月16日
三崎高等学校	平成29年3月16日
三瓶高等学校	平成29年1月20日

宇和高等学校	平成29年3月16日
野村高等学校	平成29年3月16日
宇和島東高等学校	平成29年1月18日
宇和島水産高等学校	平成29年3月16日
吉田高等学校	平成29年1月18日
三間高等学校	平成29年3月16日
北宇和高等学校	平成29年3月16日
津島高等学校	平成29年3月16日
南宇和高等学校	平成29年3月16日
今治東中等教育学校	平成29年3月16日
松山西中等教育学校	平成29年1月20日
宇和島南中等教育学校	平成29年1月18日
松山盲学校	平成29年1月20日
松山聾学校	平成29年3月16日
しげのぶ特別支援学校	平成29年3月16日
みなら特別支援学校	平成29年3月16日
今治特別支援学校	平成29年3月16日
宇和特別支援学校	平成29年1月16日
新居浜特別支援学校	平成29年3月16日

(監査の結果)

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	61,477,000	178,630,100	240,107,100	金額は各年度の決算による
27年度	57,621,000	149,247,000	206,868,000	
差引増減	3,856,000	29,383,100	33,239,100	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	43,065,880	543,490,916	586,556,796	金額は各年度の決算による
27年度	44,581,603	515,604,901	560,186,504	
差引増減	△ 1,515,723	27,886,015	26,370,292	

(人権教育課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成29年8月9日
四 国 中 央 警 察 署	平成29年2月13日
新 居 浜 警 察 署	平成29年3月16日
西 条 警 察 署	平成29年2月13日
西 条 西 警 察 署	平成29年3月16日

今 治 警 察 署	平成29年 2月15日
伯 方 警 察 署	平成29年 3月16日
松 山 東 警 察 署	平成29年 2月15日
松 山 西 警 察 署	平成29年 3月16日
松 山 南 警 察 署	平成29年 2月15日
久 万 高 原 警 察 署	平成29年 3月16日
伊 予 警 察 署	平成29年 2月15日
大 洲 警 察 署	平成29年 3月16日
八 幡 浜 警 察 署	平成29年 2月13日
西 予 警 察 署	平成29年 3月16日
宇 和 島 警 察 署	平成29年 3月16日
愛 南 警 察 署	平成29年 6月 7日

(監査の結果)

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	3,066,000	4,531,356	7,597,356	金額は各年度の決算による
27年度	3,627,000	4,617,356	8,244,356	
差引増減	△ 561,000	△ 86,000	△ 647,000	

(警察本部)

- 2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	415,400	784,300	1,199,700	

27年度	384,100	1,164,700	1,548,800	金額は各年度の決算による
差引増減	31,300	△ 380,400	△ 349,100	

(警察本部)

- 3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成28年度決算による

(警察本部)

- 4 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
18年度	1者	789,931	平成28年度決算による

(今治警察署)

- 5 職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、当該車両及び相手方車両の毀損(うち警察車両1台の廃車)があった。

(今治警察署)

- 6 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両等の毀損があった。

(松山西警察署)

- 7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1者	710,822	平成28年度決算による

(松山南警察署)

- 8 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(松山南警察署)

- 9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
23年度	1者	250,000	平成28年度決算による

(宇和島警察署)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年10月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県神政連支部	長曾我部昭一郎	武知秀忠	東温市南方字八幡森1954-2	平成29年9月12日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

- 1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	届出年月日
	代表者	会計責任者			
幸福実現党愛媛県第三選挙区支部	森田浩二	白石則廣	新居浜市中萩町1-40	衆議院議員	平成29年8月23日

富永きよ後援会	富永喜代	富永崇司	松山市一番町一丁目14-4	衆議院議員	平成29年10月2日
---------	------	------	---------------	-------	------------

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
愛媛県本田あきこ後援会	宮内芳郎	堀尾郁夫	松山市三番町七丁目6-9	平成29年8月4日
森田浩二後援会	白石則廣	白石則廣	新居浜市中秋町1-40	平成29年8月23日
山之内かなこ後援会	山之内可奈子	浜田耕一	松山市勝山町二丁目12-3	平成29年9月14日
生き生き政治ネット	大早直美	中野鈴恵	松山市衣山二丁目4-47	平成29年10月3日

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成29年10月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県ときわ会支部	宇野恒生	代表者	宇野恒生	一色勉	平成29年7月20日
		会計責任者	村中弘之	竹原義隆	
自由民主党鬼北支部	程内覚	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町小松1536	北宇和郡鬼北町奈良4358	平成29年7月20日
		代表者	程内覚	松田八重子	
		会計責任者	渡邊眞次	芝照雄	
自由民主党松山支部連合会	清水宣郎	会計責任者	大木健太郎	土井田学	平成29年7月22日
自由民主党松前支部	早瀬武臣	会計責任者	篠崎洋史	仙波勲	平成29年7月31日
自由民主党岩城支部	亀井文男	主たる事務所の所在地	越智郡上島町岩城1532	越智郡上島町岩城610	平成29年8月10日
		代表者	亀井文男	松浦明広	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
西条一心の会	玉井敏久	会計責任者	野間賢次郎	酒井一樹	平成29年3月29日
政治結社二代目男塾	影内輝雄	会計責任者	坂倉安夫	伊藤祐介	平成29年3月30日
愛媛県商工連盟連合会新居浜支部	横川明英	代表者	横川明英	曾我部謙一	平成29年6月28日
上田栄一後援会	松長清雄	代表者	松長清雄	森永芳樹	平成29年7月18日
税理士による山本公一後援会	山中佳代子	主たる事務所の所在地	宇和島市新町一丁目6-2	宇和島市御幸町一丁目1-3	平成29年7月28日

		代 表 者	山 中 佳代子	村 田 八 郎	
		会 計 責 任 者	山 中 佳代子	村 田 八 郎	
周桑民社協会	神 野 祐 一	会 計 責 任 者	加 藤 猛	夏 井 豪	平成29年9月6日
住重労連政治活動委員会 愛媛支部	神 野 祐 一	会 計 責 任 者	加 藤 猛	夏 井 豪	平成29年9月6日
村上常雄後援会	清 水 関 弘	主たる事務所の所在地	大洲市北只572-6	大洲市北只571-1	平成29年9月7日

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年10月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

高野宗城後援会	高岡明彦	平成29年2月28日
萩森良房後援会	萩森一郎	平成29年8月20日
渡部伸二後援会	渡部美幸	平成29年9月12日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政安誠後援会	政安誠	平成28年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成29年10月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
富永喜代	衆議院議員（候補者）	富永きよ後援会	松山市一番町一丁目14-4	平成29年9月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成29年10月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
玉井敏久	西条一心の会	公職の種類	西条市長	愛媛県議会議員（西条市選挙区）	平成29年3月29日
		主たる事務所の所在地	西条市神拝甲141-1	西条市新田197-1	